

# 改正道路交通法施行 (H29.3.12) に伴う高齢運転者対策の推進

運転免許を保有する認知症高齢者の早期発見・対応による交通事故の未然防止



## 1 「臨時認知機能検査」「臨時高齢者講習」の導入

○75歳以上のドライバーが、認知機能が低下したときに行われやすいとされる一定の違反行為をした場合は原則、臨時認知機能検査の受検が義務付けられました。

- ①信号無視、②通行禁止違反、③通行区分違反、④横断等禁止違反、⑤進路変更禁止違反、⑥しゃ断踏切立入り等、⑦交差点右左折等方法違反、⑧指定通行区分違反、⑨環状交差点左折等方法違反、⑩優先道路通行車妨害等、⑪交差点優先車妨害、⑫環状交差点通行車妨害等、⑬横断歩道等における横断歩行者等妨害、⑭横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害、⑮徐行場所違反、⑯指定場所一時不停止等、⑰合図不履行、⑱安全運転義務違反

○「臨時認知機能検査」で、以前受けた認知機能検査の結果（最も新しい検査結果）と比較して分類が低下していた場合等は原則、臨時高齢者講習を受講しなければなりません。

## 2 臨時適性検査に関する制度の見直し

○更新時の認知機能検査や臨時認知機能検査で、第1分類（記憶力・判断力が低くなっている）に該当した場合は、専門医又は主治医の認知症に係る診断を受けなければなりません。

○診断書提出命令により、公安委員会が指定する期日までの診断書提出が義務付けられ、提出しない場合は、診断書提出命令違反として行政処分（取消し又は停止）が科されます。

### 一定の違反行為を行った75歳以上の者

臨時認知機能検査（30分間、750円 / 100点満点）

#### 第1分類

（49点未満）

記憶力・判断力が低くなっている

※改正道路交通法では、「認知症のおそれ」

#### 第2分類

（49点以上76点未満）

記憶力・判断力が少し低くなっている

#### 第3分類

（76点以上）

記憶力・判断力に心配なし

臨時認知機能検査、臨時高齢者講習とも、通知から1か月以内の受検・受講義務  
※ 受けない場合は行政処分（取消し又は停止）

臨時高齢者講習の必要なし

臨時高齢者講習

認知症に係る医師の診断

認知症

認知症にあらず

臨時高齢者講習

取消し処分

検査を受けたことがない者  
以前の検査結果が第2又は第3分類の者

#### 臨時高齢者講習

（普通車、原付等）

- 講習時間 . . . 2時間
- 講習手数料 . . . 5,800円
- 講習内容
  - ① 実車指導
  - ② 個人指導

※ 6か月以内に回復する見込みがあれば停止処分

### 免許更新を希望する75歳以上の者

認知機能検査（30分間、750円）

#### 第1分類

認知症のおそれ

#### 第2分類

#### 第3分類

高齢者講習

認知症に係る医師の診断

認知症

認知症にあらず

高齢者講習

取消し処分

#### 第3分類の高齢者講習

（普通車、原付等）

- 講習時間 . . . 2時間
- 講習手数料 . . . 5,100円
- 講習内容
  - ① 双方向型講義
  - ② 運転適性検査
  - ③ 実車指導

#### 第1分類・第2分類の高齢者講習

（普通車、原付等）

- 講習時間 . . . 3時間
- 講習手数料 . . . 7,950円
- 講習内容
  - 上記①②③に加えて、個人指導

※ 6か月以内に回復する見込みがあれば停止処分